

事務連絡
平成27年6月16日

各都道府県トラック協会
大型車及び特車通行業務担当者様

(公社)全日本トラック協会
輸送事業部長 磯 司郎

首都高速道路株式会社の実施する自動軸重計測機による軸重違反の警告に係る軸重が最大11.5tまで特殊車両通行許可を受けた
特例8車種のトレーラの対応について

標記につきまして、首都高速道路株式会社より駆動軸重が11.5tまで認められているトラクタによる特例8車種のトレーラの警告書の発出について、以下の回答がありましたので、ご連絡いたします。

つきましては、業務ご多忙の折り誠に恐縮ではございますが、標記情報について、傘下会員に対する周知方につきまして、ご協力を賜りたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. これまでの経緯

- ①国交省道路局が昨年5月9日に発表した「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、首都高速道路(株)は、軸重違反を始めとする車両制限令違反車両に対する取締りを強化した。
- ②しかしながら、駆動軸重が11.5tまで認められている海上コンテナ牽引シングルトラクタについても、軸重が10tまでしか認められていない車両と同様に、自動軸重計測機の測定結果に基づき、“警告書”が送付されており、多くの海上コンテナ輸送事業者が困惑するところとなった。
- ③加えて、本年6月からは、セミトレーラの特例8車種(バン型、タンク型、幌枠型、自動車運搬型、スタンション型、船底型等)を牽引するシングルトラクタについても、(一定の要件を満たす場合)駆動軸重が最大11.5tまで特殊車両通行許可が受けられることから、同様に、従来の軸重規制に基づいた“警告書”が届き、困惑する会員事業者がさらに増えると想定される事態となった。
- ④以上を踏まえ、当協会として首都高速道路(株)に対し、該当車両に対して一定の配慮を要望したところ、各ト協からの特車講習会等での要望も踏まえ、下記のとおり回答があった。



2. 傘下会員への周知事項

<首都高速株式会社からの回答>

- 首都高速においては、車両制限令に定める最高限度（一般的制限値）を超える車両について、特殊車両通行許可の有無を確認したり、許可値が守られているか計測するなどの現場取締を行うほか、料金所に設置した自動軸重計測機で軸重を計測し、一般的制限値の10tを明らかに超過した車両の使用者に対し、警告書を送付している。
 - 貴協会からの要請に基づき、駆動軸重が最大11.5tまで通行許可を受けた特殊車両の警告書について検討した結果、特殊車両通行許可車両は通常の車両より軸重の上限値が高いことを考慮し、次のとおり対応することとした。
 - 特殊車両通行許可を受けた特殊車両に対して警告書が送付された場合、警告書を発出した各管理局の交通管理課宛てに、車検証と特車通行許可証の写しを提出（郵送でも可）していただくことにより、当該車両の警告書の発出基準を引き上げることとする。
- ただし、明らかに許可値を超過している場合については、警告書を発出する。

以上

◇本件趣旨等の問い合わせ先

(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 担当：礎、谷、大里 電話 03-3354-1038